

令和 2 年 6 月 14 日現在

機関番号：34427

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2017～2019

課題番号：17K03153

研究課題名（和文）順天府档案に見る清代の「行政訴訟」 巴県档案との比較を中心に

研究課題名（英文）The Administrative Litigation seen from the the Shuntian Prefectural Archives in the Qing Dynasty-Comparison with the Baxian Archives

研究代表者

伍躍（Wu, Yue）

大阪経済法科大学・国際学部・教授

研究者番号：60351681

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,900,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、『順天府档案』を基礎史料として利用し、華北の地方行政に焦点を当て、他地域とも比較をして、前近代中国における専制支配のあり方、または支配者に対する民衆の期待、および民衆に対する支配者の期待を究明し、それをもって前近代中国ないし現代中国の国家統治のあり方を再認識することを目的とするものである。

この研究を通して、「行政訴訟」の観点から地方行政の実態や青苗会などの組織の役割を明らかにすることができたほか、青苗会組織の運営維持に関する行政訴訟に見える民衆側の要望と支配者側の対応を分析することを通して、社会末端への国家権力の浸透、および国家権力を積極的に利用しようとした民衆側の狙いを究明した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の意義は、『順天府档案』を基礎史料として利用し、華北の地方行政に焦点を当て、他地域とも比較をして、とくに「行政訴訟」というこれまでになかった視点から、前近代中国における専制支配のあり方、または支配者に対する民衆の期待、および民衆に対する支配者の期待を究明し、それをもって前近代中国ないし現代中国の国家統治のあり方を再認識する、ということにある。

研究成果の概要（英文）：Using primary materials from the Shuntian Prefectural Archives and focusing on local administration in North China in a comparative light, this research project explores the autocratic rule of early modern China. It considers rulers' expectations of the people, and the people's expectations of their rulers. The project's overarching objective is a reconsideration of state governance in early modern and modern China.

Using the perspective of "administrative litigation," I have shed light on the actual operation of local administration and the role of organizations such as the Harvest Association. Further, through an analysis of popular demands and authorities' responses as seen in the administrative litigation related to the operation of the Harvest Association, the project has some much to clarify the penetration of state power into the lower levels of society and, at the same time, common people's active efforts to exploit state power.

研究分野：東洋史学

キーワード：順天府档案 行政訴訟 伝統中国 青苗会 冒籍 科挙 公文書 民告官

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

研究代表者は近年、地方档案史料を利用して中国明清時代の捐納制度、郷村支配などの研究を遂行し、以下の認識を得ることに至った。

1) 捐納制度を利用して自らの上昇を実現しようとする民衆の活動を分析した。その結果、国子監生資格の捐納は、民衆の要望により確立したこと、訴訟を通して科挙の受験資格を認定してもらおうとした動きがあったことを明らかにした(『中国の捐納制度と社会』、京都大学学術出版会、2011)。

2) 挙人身分の剥奪を不服として、民衆が官僚を相手どって訴訟を起し、自らの権利を主張することがあったことを示した。この現代なら「行政訴訟」を通じて、民衆が国家による社会介入を積極的に要請したことを明らかにした(「近世中国における行政訴訟の一瞥 民告官」、夫馬進編『中国訴訟社会史の研究』、京都大学学術出版会、2011)。

3) 地方最末端の役職である郷約の人選、およびその郷約による「抬塾」と呼ばれる徴税請負などをめぐって紛争が起きたとき、民衆が行政に対し積極的に訴えることがあったことを示した。その要望に応じて、行政もまた対応措置を取ったことをも指摘した(「在民の役：巴県档案に見える郷約像 前近代中国の国家による社会支配の一側面」、『東洋史研究』74巻3号、2015年12月)。

このように、研究代表者はこれまでになかった視角、つまり「行政訴訟」という視角を利用して前近代中国の専制支配を研究し、現代で言う「行政訴訟」のような「通常専制支配像には馴染みにくい」訴訟類型への注意を喚起した(陶安あんど「書評 『中国訴訟社会史研究』」、『法制史研究』62、2012)。こうした視角をとることにより、申請者は民衆が納税、身分、地方末端役職者の人選などの行政事務について、地方政府に対し自らの権利を主張し、郷約、衙役、胥吏など「官」側に属する者を相手に訴訟を起こしたこと、甚だしい場合は「民の父母」としての地方官がその「子供」にあたる民によって訴えられたことを明らかにした。これは、「現代中国にも通じる命題」(陶安あんど)として、中国における専制支配のあり方、支配者に対する民衆の期待、および民衆に対する支配者の期待を究明するために、非常に重要な研究視角であると考えられる。

しかし新たな疑問が生まれた。すなわちこれまでに巴県档案を中心に個々の事例を研究して得た認識はどの程度まで中国的特徴を代表していたのか、という疑問である。言い換えれば、地方最末端の役職の人選および徴税請負などをめぐる行政訴訟が、巴県すなわち今の重慶市巴南区という一部の地域での特殊な現象であったのか、それとも同一の支配理念、同一の統治システムのあった前近代中国社会においての普遍的な現象なのか、という課題である。

以上は、研究代表者が本研究課題の構想に至った背景である。

2. 研究の目的

本研究の目的は、『順天府档案』を基礎史料として利用し、華北の地方行政に焦点を当て、他地域とも比較をして、前近代中国における専制支配のあり方、または支配者に対する民衆の期待、および民衆に対する支配者の期待を究明し、それをもって前近代中国ないし現代中国の国家統治のあり方を再認識する、ということにある。

上の目的を達成させるために、研究期間内において、下記のことを明らかにしようと考えていた。

1) 順天府では巴県の郷約にあたる郷保と呼ばれる地方最末端の役職者の選出に際して、民衆側がどのような期待を持っていたのか、その人選をめぐって異なる住民集団がどのような形で

自らの主張を行政に求めていたのか、および郷約が公務遂行において不正をしたことを理由に、その罷免を求める訴訟があったかどうかを明らかにしたい。

2) 順天府においても、郷保、胥吏、衙役による徴税請負があったのか、それがあった場合は、徴税請負は彼らの独自の判断によるものなのか、それとも地方官の命令によるものなのか、そして、彼らがどのような形で徴税請負をしていたのか、その立て替え分の回収に際して民衆との間に訴訟があったのか、ということ明らかにしたい。

3) 清代でも裁判における判決が不当、あるいは不公正であると訴訟当事者が考えた場合、これを上訴することができる法律では定められている(『大清律例』告状不受理)。これは「民告官」に類し、また「行政訴訟」に類すると言って良い。しかし『順天府档案』では、具体的な訴訟文書の中で、当事者はどのような文言で「審理が不当である。不公正である」と上訴していたのか、また官の側はどのような方法で処理していたのか、ということ明らかにしたい。

3. 研究の方法

本研究の研究方法の中心は何より、『順天府档案』を徹底的に解読し利用することにある。『淡新档案』など(例えば、戴炎輝『清代台湾之郷治』、聯経、1979)に比べて、『順天府档案』の利用成果はあまりに少ない(CiNii Articlesによる)。構想当時、京都大学文学研究科図書館所蔵の国内唯一の『順天府档案』のマイクロフィルムを用いて、事案ごとに精読しその価値をより全面的に把握し、『順天府档案』を利用する研究を深めることができると考えていて、研究の全期間を通して、基本的にこの研究方法を堅持していた。

具体的に手順などは下記の通りである。

- 1) 『順天府档案』のマイクロフィルムの必要部分を焼き付ける。
- 2) 上記の档案資料を事案ごとに徹底的に解読しその価値を全面的に把握する。
- 3) 研究対象となる順天府、とりわけ宝坻県とその周辺地域での200年以上にわたる地方行政と社会の変化をより客観的に把握するため、現地に入って調査するほか、日本国内をはじめ、海外の档案館などを訪れ、明清時代の文集・地方志などの必要な資料を調査収集する。
- 4) 研究会やシンポジウムなどでの発表をへて、研究論文を執筆する。

4. 研究成果

本研究は全期間を通して得た主要な研究成果は以下の通りである。

1) 『順天府档案』を基礎資料として利用し、ほかの資料をも取り入れ、明清時代の順天府宝坻県の衙門設置・官僚配置などをはじめとする国家の支配組織の様態、およびそこに存在した各種の社会組織の様態を復元することを通して、社会支配に際しての国家基礎権力の実現の枠組みを明らかにすることができた。関連成果として、『順天府档案』や台北の中央研究院所蔵清代内閣大庫档案を利用して、清朝一代の宝坻県知県の人名録(「清代宝坻県知県表稿」)を作成し、清代の乾隆初年の記録を最後に中断した宝坻県知県のリストを最大限に復元することができた。

2) 上記の1)と関連して、社会の中間団体の1つとしての青苗会の組織維持を中心に研究を行った。「順天府档案に見える青苗会：前近代中国の国家による社会支配の一側面」はその成果の1つである。

青苗会は中間団体の1つとして、有志中心の任意団体であり、その有志の大半は、一定面積の土地を持つ地主富農ないし自作農であったに違いない。そのうえ、青苗会による作物看視の活動時期は華北地域においては小麦収穫(「麦秋」)と秋の収穫(「大秋」)であるため、特定の目的を達成すればその役割が終わると言ってよい時間的季節的組織である。ゆえに、国家が作られた里

甲、同族が作られた宗族、治安上の緊急事態に備える団練と違い、近代以後のものはともかく、前近代中国における青苗会は、村民の支持を得たというより、衙門のお墨付きを積極的に求めて維持してきたものであった。この研究を通して、前近代中国の青苗会がもつ特性を明らかにすることができた。

青苗会は合理的打算により結成された任意団体であり、その合理的の「理」については、構成員ごとに異なる解釈を行い、ひいては青苗会同士の間においても、その「理」に対し異なる認識を有すること。

重層な合理的打算に基づく青苗会は、衙門に対し支持・仲裁・裁判・後押しを要請することを通して、その内外に対し、一定の権威を有し、一定の権限を行使しうること。

つまり、作物看視という目的を達成させるため、必要最小限の協同を行うという消極的で「打算的合理的な性格」をもつ青苗会は、対内的対外的強制力を強めるために、必要に応じて「稟官」か「送官司」の形で国家権力の関与を要請したのである。この関与は、一見して民事的な要求によるであるが、その本質は社会末端への支配にかかわる行政関係の訴訟である。国家権力、とりわけ治安や徴税などの職責をもつ州県衙門側は、その青苗会による要請に応じる形で、訴訟の審理を通して社会の末端に自らの影響力を直接浸透させることができた。この意味で、青苗会が代表する「協同」「通力合作」は、国家による関与があってはじめて成立できたと考えている。この点については、青苗会を構成する人々と国家権力を代表する州県衙門側の共通認識であったと考えている。

3) 順天府宝坻県を含む清代直隸地域における文書行政、とりわけ州県レベルの行政に必要な文書形式を研究した。東京大学東洋文化研究所の大木文庫では、清代直隸地方公牘の書式をまとめた『直隸冊結款式』という書物を所蔵している。研究代表者は、『直隸冊結款式』を標点し整理した。その過程のなかで、『順天府档案』を利用して、書式の規定と実際の行政文書との照合作業をも行った。その結果、乾隆年間に制定された書式に関する規定が清末に至るまで貫徹されたことを確認することができた。特に注目しているのは、『直隸冊結款式』に収録している書式のうち、衙門間の往来文書のほか、庶民などから提出する公牘の書式である。そのなかで、庶民が州県衙門宛てに提出した官僚人事・科挙試験・烈女顕彰などに関する親供や甘結などの公牘の書式がある。これらの書式を通して、清代国家諸制度の運用にとって社会の末端から提出された書類の重要性、ないし清朝国家による社会支配の実態を見出すことができ、これらの社会の末端から提出された書類があって、清朝国家の官僚人事制度や科挙制度、およびほかの社会制度がはじめて機能できるようになったことを明らかにすることができた。

しかしながら、本研究の全期間を通して、「行政訴訟」という近代的な概念だけでは、前近代中国社会、ないし前近代中国における国家統治のあり方を捉えきれないではないかと考えるようになった。これは、西洋に由来した「行政訴訟」という概念の問題というより、前近代中国の社会構造、とくに前近代中国において、国家が果たす役割についてどのように認識すればよいか、つまり社会統治や社会支配に際して、国家はなにをどこまでどのように関与するのか、という問いにかかわる問題である。今後、この問題を念頭に、研究を進んでいきたい。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計12件（うち査読付論文 11件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 9件）

1. 著者名 伍躍	4. 巻 50
2. 論文標題 郷約的存在：前近代中国的国家與社会－基於巴県档案的新思考	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 東方文化（香港大学）	6. 最初と最後の頁 99-113
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 伍躍	4. 巻 12
2. 論文標題 悪戦苦闘の結晶：読寺田浩明『中国法制史』	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 中国古代法律文献研究（中国政法大学）	6. 最初と最後の頁 625-649
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 伍躍	4. 巻 71
2. 論文標題 清代宝テイ県知県表稿	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 東アジア研究（大阪経済法科大学）	6. 最初と最後の頁 63-75
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 伍躍	4. 巻 2018年第2期
2. 論文標題 『宝テイ政書』所見明後期華北的地方行政	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 史学集刊	6. 最初と最後の頁 16-31
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 伍躍	4. 巻 第68号
2. 論文標題 科挙の受験にかかわる行政訴訟の一考察	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 東アジア研究	6. 最初と最後の頁 29-41
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 伍躍	4. 巻 73
2. 論文標題 順天府档案に見える青苗会ー前近代中国の国家による社会支配の一側面	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 東アジア研究	6. 最初と最後の頁 1-15
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 伍躍	4. 巻 2020
2. 論文標題 關於明代勘合形制的再探討	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 史学集刊	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 伍躍	4. 巻 103
2. 論文標題 日明関係における「勘合」の形状についての新知見	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 史林	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 伍躍	4. 巻 14
2. 論文標題 直隸冊結款式	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 中国古代法律文献研究	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 伍躍	4. 巻 20
2. 論文標題 康熙年間の捐納事例－兼析王志明先生对康熙年間捐例的統計	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 明清論叢	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 伍躍	4. 巻 4
2. 論文標題 日本学会对明清档案的研究	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 地方档案與文献研究	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 伍躍	4. 巻 7
2. 論文標題 冒籍與行政訴訟	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律史訳評	6. 最初と最後の頁 339-368
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計13件（うち招待講演 11件 / うち国際学会 12件）

1. 発表者名 伍躍
2. 発表標題 档案文書所見地方社会的政治軌跡—基於費孝通双軌政治說的思考
3. 学会等名 徽学與中国伝統文化国際學術討論会（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 伍躍
2. 発表標題 必也使有訟乎 「無訟」の理念與「有訟」の現実
3. 学会等名 安徽大学徽学研究センター學術討論会（安徽大学）（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 伍躍
2. 発表標題 中国的捐納制度 以清代的捐納制度為中心
3. 学会等名 南京師範大学国際學術シンポジウム（南京師範大学）（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 伍躍
2. 発表標題 『宝テイ政書』所見明後期華北的地方行政
3. 学会等名 明朝とその時代（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 伍躍
2. 発表標題 郷約存在：前近代中国的国家與社会 基於清代巴県档案的新思考
3. 学会等名 二十一世紀の明清研究：新視角・新発見・新領域（国際学会）
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 伍躍
2. 発表標題 順天府档案に見える清代国家の社会支配－青苗会の再検討
3. 学会等名 東洋史研究会2019年度大会（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 伍躍
2. 発表標題 司法文書から見た19世紀前期の清代中国の農村社会における政治軌跡
3. 学会等名 国際学術シンポジウム：国家・法律・経済に関する比較研究（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 伍躍
2. 発表標題 日本における明清档案の利用と研究
3. 学会等名 中国地方文献研究学術シンポジウム（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 伍躍
2. 発表標題 巴県档案に見える国家権力の存在形態
3. 学会等名 中国地方文献研究學術シンポジウム（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 伍躍
2. 発表標題 14-15世紀東アジア国際関係体系下の「勘合」問題：以「勘合」の形状為中心
3. 学会等名 第二十屆明史国際學術討論會暨朱元璋與明中都国際學術討論會（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 伍躍
2. 発表標題 關於明代勘合形状の再探索
3. 学会等名 二〇一九年中国社会科学論壇（史学）・徽州與明代中国国際學術研討會（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 伍躍
2. 発表標題 科挙試験と行政訴訟
3. 学会等名 中国政法大学法律古籍研究所成立35周年記念国際學術シンポジウム・「多元的視角からの伝統法律文化研究」（国際学会）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 伍躍
2. 発表標題 徽州地方の捐納と訴訟
3. 学会等名 第三回徽州文書と中国史研究(招待講演)(国際学会)
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考